



平成 29 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 堀田丸正株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 井澤 一守
(東証 2 部 コード番号 8105)
取 締 役 執 行 役 員
問 い 合 せ 先 管理本部長 矢部 和秀
電 話 番 号 0 3 - 3 5 4 8 - 8 1 3 9

株式給付信託 (BBT) 開始時期の延期、及びこれに伴う
第三者割当による自己株式の処分中止に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 2 月 24 日付で公表した「株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ」及び「株式給付信託 (BBT) 導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に関し、株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust) (以下、「本制度」といいます。) の開始時期を延期し、第三者割当による自己株式の処分を中止することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の開始時期の延期及び第三者割当による自己株式の処分中止の理由

当社は、平成 28 年 5 月 13 日付で本制度 (以下、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といい、本信託に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。) の導入を公表し、平成 28 年 6 月 28 日開催の第 112 回定時株主総会において役員報酬として決議されました。その後、検討を重ねた結果、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会において、本制度の詳細内容を決議するとともに、当社が保有する自己株式の一部を、本信託の再信託受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社に設定される信託E口を処分先として処分すること (以下、「本自己株式処分」といいます。) を決議いたしました。

しかしながら、当社のその後の経営環境の変化等を総合的に勘案しつつ、本信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社と協議を行った結果、本制度の開始時期を延期することとし、これに伴って、第三者割当による本自己株式処分を中止することといたしました。

2. 今後の見通し

本制度の延期後の開始時期、及び開始に当たり改めて第三者割当による自己株式の処分を実施するか否か等につきましては、決定次第、速やかに開示いたします。

以 上

(ご参考)

1. 中止する本自己株式処分の概要（平成 29 年 2 月 24 日付「株式給付信託（BBT）導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」より抜粋）

| | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 処 分 期 日 | 平成 29 年 3 月 16 日(木) |
| (2) 処 分 株 式 数 | 普通株式 78,000 株 |
| (3) 処 分 価 額 | 1 株につき金 129 円 |
| (4) 資 金 調 達 の 額 | 10,062,000 円 |
| (5) 処 分 方 法 | 第三者割当の方法によります。 |
| (6) 処 分 先 | 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口） |
| (7) そ の 他 | 該当事項はありません。 |

2. 本信託の概要（平成 29 年 2 月 24 日付「株式給付信託（BBT）導入（詳細決定）に関するお知らせ」より抜粋）

| | |
|---------------|--|
| (1) 名 称 | 株式給付信託（BBT） |
| (2) 委 託 者 | 当社 |
| (3) 受 託 者 | みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社） |
| (4) 受 益 者 | 対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信 託 管 理 人 | 当社と利害関係のない第三者を選定 |
| (6) 信 託 の 種 類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 本信託契約の締結日 | 平成 29 年 3 月 16 日（予定） |
| (8) 金銭を信託する日 | 平成 29 年 3 月 16 日（予定） |
| (9) 信 託 の 期 間 | 平成 29 年 3 月 16 日（予定）から信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。） |

※ 上記のうち、(7) 本信託契約の締結日、(8) 金銭を信託する日、及び(9) 信託の期間につき、いずれも変更し、未定といたします。変更後の日程につきましては、決定次第、速やかに開示いたします。